

## 研究生生活を振り返って

藤 田 宏 郎

研究生生活を振り返って

筆者は、太平洋戦争が始まる約二年前の一九四〇年一月の生れであるが、戦時中の戦争の記憶はほとんどない。ただ一九四五年になって、米軍の空襲が激しくなるとともに、疎開せず西宮市に在住していたため、空襲下に逃げ惑うた記憶はわずかに残っている。筆者は、終戦の翌年、小学校に入学し、小学校時代の六年間は、連合国、特に事実上米国の単独占領下に日本はおかれ、GHQ（連合国軍総司令部）の指令による「民主主義教育」を受けたことになる。しかし勉強嫌いであったため、何を教えられたかはほとんど憶えていない。むしろ当時、日本経済は破綻状況にあり、極端な物資不足、食糧難の時代であったため、食糧、生活用具ともに極端に不足しており、ずいぶん不便な生活を強いられた印象が強く残っている。そのようななか、当時新聞、ラジオ、雑誌等のあるらゆるメディアを通じて、外国、特にアメリカの物量の豊かさの情報に接し、いつしか外国、特にアメリカのあらゆる面での豊かさは、筆者にとって羨望的となっていた。アメリカは、かつての日本の敵国であり、空襲によって苦しめられた国であったが、当時、子供であった筆者にとって、憧れの国であった。このような小学校時

代の記憶が、筆者が後に研究者としてアメリカを主たる研究対象とすることになったことといくぶん関係があるかもしれない。

筆者は、小、中、高等学校を通じて、学校での勉強以外のスポーツ等に関心が行き、あまり机に座って勉強をしたことがなかった。高等学校の二年の終り頃に、大学受験が迫ってきたこともあり、ようやくまともに大学受験のために勉強を始めたが、それまでの不勉強がたたり、基礎ができていなかったため、大学受験には苦勞することとなった。ただアメリカに対する関心が強かったことから、唯一例外的に英語だけは勉強し、得意科目であった。そのようなことから、自身の得意としている英語を活かす職場として商社を選び、商社マンとして国際ビジネスの世界で活動することを志し、一九六〇年四月に大阪外国語大学英語学科に進学した。筆者の大学時代は、内外の政治の激動期であり、内には一九六〇年の反安保闘争、外には一九六二年の米ソのキューバミサイル対決といった大きな出来事が相次いで起きていた。このようなことをきっかけに、筆者は次第に国際政治、特にアメリカの外交に興味をもち、アメリカ外交の概説書を読むようになり、大学三年の頃、将来の進むべき道を考える時期になって、当初目指していた商社に就職するのではなく、アメリカ外交についてさらに勉強するため、大学院への進学を考えるようになった。しかし、大学四年生の時に父が死亡したことで母親に経済的負担をかけたくなかったことと、また筆者自身も大学を卒業すれば基本的には経済的に自立することは当然ではないかとも思い、一旦企業に就職し、ある程度経済的基礎を作ってから大学院への進学を考え、一九六四年三月、大学を卒業して、企業に就職した。ただ企業に就職したものの、大学院進学への気持ちが強かったこともあり企業の仕事は筆者には合わず、経済的な問題はあったが、家族とも相談し、この年の九月、一橋大学大学院を受験した。企業に就職し、仕事をしていたこともあり、かなり準備不足であったが、運よく合格し、一九六五年四月、一橋大学大学

院法学研究科修士課程に入学した。

一橋大学大学院での指導教授は細谷千博教授であった。当時、細谷教授は、アメリカより帰朝したばかりの少壮気鋭の、まだ国の内外では数少ない新しい外交政策決定アプルーチをとる日米外交史、国際政治の研究者としてすでに学界でよく知られた先生であった。筆者は、細谷先生の助言もあり、大学院一年目における研究テーマとして、一九六二年のキューバミサイル事件の記憶が鮮明であったことから、アメリカの対ラテン・アメリカ政策を選んだ。大学院での最初の報告は、アメリカの対ラテン・アメリカ政策に関してのものであった。数冊の関連書を読み報告をしたところ、細谷先生から、君の報告は孫引きばかりしているが、もっと原典資料に当たる必要があり、論文は楽をして書くかと思っではならない、もっと時間をかけ苦勞をして書くものだ、との厳しい指摘を受けた。当時、筆者にとってかなりショックであったが、研究を進めるうち先生の言われたことはよく理解でき、この指摘は、筆者のその後の研究生生活を通じて、論文執筆の際、いつも思い出される貴重なアドバイスとなった。

さて、大学院の一年目は、主としてアメリカの対ラテン・アメリカ政策史を研究してきたが、二年目になるとともに、修士論文のテーマを具体的に決める時期となり、筆者は、当時国際政治の主要問題でもあり、自身も最も関心をもっていたキューバ問題から選ぶことにし、アメリカとキューバ関係のいくつかのテーマから、最終的に一九六二年のキューバ危機の直接の原因ともなった一九六一年四月のアメリカのキューバ侵攻事件（通称ピッグス湾事件）を扱うことにした。この事件は、当時まだ約五年前の出来事であり、資料についてもあまりなかったが、ケネディ政権の側近の人たちの回想録、当時のアメリカの新聞、雑誌、研究諸論文を使って執筆した。まず、歴史的にアメリカの対キューバ政策の関りの中で、この事件を考察するとともに、キューバ革命によってア

メリカに亡命してきたキューバ人を使つてのケネディ大統領のキューバ侵攻政策決定の過程を、当時のアメリカ世論およびケネディ大統領自身に焦点をおいて分析した。本論文『キューバ侵攻』は、一九六七年三月、一橋大学法学修士論文として、大学に提出した。余談になるが、当時まだパソコン、ワープロのなかった時代であり、手書きで、自身で製本業者に依頼して製本したものを大学に提出することになっており、最初のんきに構えていたが意外に清書に手間取り、三日三晩徹夜して、なんとか論文提出締め切り期限に間に合わせたことが思い出される。

一九六七年三月、一橋大学大学院法学研究科修士課程を修了したが、家庭の事情で関西に戻ることになり、同年四月、神戸大学大学院法学研究科博士課程に進学した。同大学院では、尾上正男先生の指導を受けた。尾上先生は、基礎的なことは大学院修士過程でできているとの判断からか、あまり細部にわたる指導はされずに学生に自由に研究をさせ、要所で助言をされるといった指導方法をとられたように思う。筆者には専門用語の使い方について、それぞれの用語には重要な意味をもつものがあり、慎重に使うように指導され、また研究テーマの選択について、当時筆者はまだよく理解できていなかったことであるが、研究者がまだ扱っていないからよいということではなく、国際政治上の意義、問題の重要性という観点から選択するように、と指摘されたことを思い出す。さらに、将来研究者であるとともに、教育にも携わることになるからと、われわれ院生に、学生の指導方法についても折に触れ教示された。当時、大学院博士課程の三年間で博士論文を書くことは難しく、制度として博士課程単位取得論文なるものを提出して、博士課程満期退学となるのが通常のコースであった。筆者は、単位取得論文のテーマとして、いぜんキューバ問題に関心があったところから、一九六〇年の「米国の対キューバ経済制裁」の問題を選んだ。一九五九年のキューバのカストロ政権成立以後、アメリカとキューバの関係は次第に悪

化していったが、一九六一年一月の両国の国交断絶にいたる過程で、両国関係悪化を決定づけた出来事が、アメリカによる対キューバ経済制裁であった。そのような観点から、この問題を論文のテーマに選び、一九七〇年三月、博士課程単位取得論文として、『アイゼンハワー政権の対キューバ経済制裁』を大学に提出した。本論文は、後にアメリカの対キューバ砂糖輸入割当削減措置の部分については、一九七一年、「アイゼンハワー政権の対キューバ経済制裁―キューバ砂糖の輸入割当削減―」（高坂正堯他編『現代外交の理論と歴史』有信堂 一九七一年一月）に、また単位取得論文のほぼ全文と若干修正したものを、一九七八年、「アイゼンハワー政権の対キューバ経済制裁―外交政策決定過程の研究―」（甲南法学 第一八巻 第三・四合併号 一九七八年三月）として公表した。

筆者は、一九七〇年三月、神戸大学大学院法学研究科博士課程単位取得満期退学したが、大学の専任の教職はすぐには見つからなかった。当時、まだ日本の大きな大学以外のもので、外交史、国際政治といった科目に専任教員をおいている大学は少なく、この分野でのマーケットは極めて小さかったこともあり、すぐには専任の教職には就けなかった。近隣の大学で非常勤講師を務めながら、研究の方ももちろん休止したわけではなく、アメリカの対中南米政策の研究を続けるとともに、次第に中南米地域の国際関係の研究にも興味をもつようになった。中南米諸国は圧倒的なアメリカの強い影響下にあり、当然これら諸国の外交は事実上アメリカに一元化されたものであった。従って、これまでアメリカから見た中南米諸国を研究対象としてきたが、逆に、一面中南米諸国から見たアメリカを研究対象とすることに関心をもつようになったともいえる。そうなれば、スペイン語の習得が必須のこととなり、筆者は大学では全くスペイン語を勉強していなかったので、研究を続けながら、一からスペイン語の勉強を始め、約二年間ぐらいかかったかと思うが、スペイン語の読み、書き、若干の会話ができ

るようになった。

中南米地域には数多くの国が存在するが、その中でも比較的大きい、ブラジル、メキシコ、アルゼンチンは域内三大国といわれ、これら諸国は中南米地域の国際関係において強い影響力をもっていた。特にメキシコは、その歴史的経緯から域内外交指導国と見なされていた国であったところから、筆者は、メキシコの国際関係を主たる研究対象とするようになった。現在でもあまり実情は変わっていないが、日本には中南米の国際関係の研究者は極めて少なく、関連のスペイン語の文献を所蔵している大学はほとんどなく、関連文献の収集にはかなり困難がともなった。そのようななかで手にしたのが、メキシコ国立自治大学のM・S・バスケス教授の『メキシコの外交政策』というスペイン語で書かれた著書であった。この本は、国際法原則を外交の基本原則としているメキシコ外交の概説書であり、筆者は、一九七三年、この著書の書評（『アジア経済』第一四卷第一号）『アジア経済研究』一九七三年一月）を執筆した。

ようやく、筆者は一九七五年四月、甲南大学法学部の「国際政治学」担当の専任助教授の職をうることになった。身分の安定した環境下で、引き続き、筆者は中南米諸国の国際関係、特にメキシコの国際関係の研究を進めることになった。一九七六年には、「一九七〇年代における中南米諸国の外交政策」（『外国学研究Ⅱ』神戸市外国語大学外国学研究所 一九七六年三月）を執筆し、中南米域内で大きな影響力をもっているメキシコ、ブラジル、アルゼンチンおよびその他の活動的な若干の国々の外交政策を分析することにより、一九七〇年代における中南米諸国の外交政策の変化を考察し、またそのような変化の背景にある諸要因を、対外的対内的な二つの側面から解明した。一九七八年には、「現代メキシコ外交―エチエベリアの新外交の分析―」（甲南法学 第一九卷第一号 一九七八年九月）を発表した。一九七〇年、L・エチエベリア（Luis Echeverría）がメキシコ大統領に就任する

とともに、メキシコ外交は従来のアメリカとの関係に一元化された受身的、消極的なものから、アメリカ以外の諸外国との関係も強化する積極的な外角化外交へと大きく変わった。本論文では、このエチエベリアの「新外交」ともいわれる政策を生み出した背景の諸要因を、国内的、国際的な二つの側面から考察し、メキシコ外交史上におけるその歴史の意義を明らかにした。一九八〇年には、すでに書評で取り上げたバスケス教授のメキシコ外交の著書、M・S・バスケス著『メキシコの外交政策―メキシコの国際法実践―』（晃洋書房 一九八〇年六月）を翻訳出版した。本訳書は、国際法上の視点から、メキシコ外交政策全般を概説した、Modesto Seara Vazquez, *La Política Exterior de Mexico : La Práctica de Mexico en el Derecho Internacional* (Editorial Esfinge, Mexico, 1969) の全文を訳出したものである。この原著は、一九六九年に出版されたものであり、翻訳当時記述がすでに古くなっている部分もあったところから、著者が直接筆者に改訂原稿を送ってこられ、筆者はその改訂原稿をもとに訳出した。ちなみに、本訳書は、「国際法外交雑誌」（第八二巻 第一号 国際法学会）にて、当時岡山大学の中村道教授によって、書評として取り上げられた。また一九八三年には、「メキシコ外交政策の形成」（木戸翁他編『第三世界と国際政治』 晃洋書房 一九八三年四月）を執筆した。メキシコは大統領下の権威主義体制の国家であるところから、大統領が独裁的に外交政策の決定をしていると考えられがちであるが、現実はその外交政策形成の構造はいわれているほど単純なものではない。本論文は、メキシコ外交政策形成の仕組みを、メキシコの国内的諸要素の観点から明らかにした。

筆者は、メキシコ外交の研究をさらに進めるため、国内での文献収集には限界があったところから、メキシコへ資料収集の目的で行き、メキシコ外交史、特に現代メキシコ外交の源流となっている一九一〇年に始まるメキシコ革命の外交関連資料を数多く入手した。相当膨大な資料群であり、じつくり腰を据えて、メキシコの革命外

交研究に着手することを意図していた。しかし、筆者の専攻は、もちろんこれまで書いてきたようにアメリカの対中南米政策及び中南米の国際関係であるが、ただ副専攻ともいええようが、戦後日本の国際関係の研究にも関心をもっていた。甲南大学では「国際政治学」の講義を担当していたことから、まず学生が日本のことを知ることが必要と考え、戦後日本の国際関係についても講義ではかなり時間を割いて話をし、ゼミでも戦後日本の国際関係のことを中心テーマとし、学生を指導していた。従って、講義及びゼミでの学生指導上、日本の国際関係についても研究し、次第に関心をもつようになっていた。特にその中でも、日本の戦後未解決の大きな外交問題である日ソ間の北方領土問題には強い関心をもっていた。そもそもこの領土問題の発端は、一九四五年二月、アメリカ大統領F・D・ローズベルトが、ソ連首相スターリンに対し、ソ連の対日参戦の代償として日本領土の千島列島をソ連に与えると約束したヤルタ秘密協定にある。戦後の領土不拡大原則を宣していたアメリカがなぜこのような約束をヤルタにおいてしたのか、そもそもアメリカは戦後日本の領土処理について戦時中どのように考えていたのだろうか。筆者はこのような疑問をもち、当時C I S (Congressional Information Service, Inc.) から出されたマイクロフィッシュで約六〇〇枚ある戦時中のアメリカ国務省の戦後計画文書を網羅した通称「ノッター・ファイル」に注目し、この資料群をたまたま入手でき、その関連部分を読み進めた。すなわち、まず最初に手をつけたのが、国務省の戦後計画検討の領土小委員会の報告、議事録の類である。しかし領土処理関係の期待したものはほとんど出てこず、その代わりに、この小委員会での議論の中心が日本の天皇制の取扱いの問題であったことが分かった。筆者は、日本が無条件降伏をしたにもかかわらず、アメリカが戦後日本の天皇制を残したのは、占領統治に天皇を利用するためであったことは知っていたが、すでに戦時中からアメリカが日本の戦後処理の問題を検討し、そこでの中心課題が天皇制の取扱いの問題であったことは知らなかった。ノッター・ファイルには、



戦後日本の天皇帝処理の問題を検討した國務省の委員会として領土小委員会だけでなく、その上部委員会である部局間極東地域委員会及び戦後計画委員会等の数多くの記録、報告書の類が含まれており、それら資料を読み進めるうち、さらに強い関心をもつようになり、当面、メキシコ外交の研究は休止し、アメリカの日本の天皇帝取扱いの問題の研究に没頭することになった。一九八五年頃のことである。それから二〇数年、このテーマでの研究を続け、現在に至っている。

このアメリカの天皇帝取扱いの研究に際して、筆者が使い、参考にした文献は、その重要度、信頼度から分類すると、概ね次のとおりである。

(一) 公文書

- ノッター・ファイル等の國務省文書
- S W N C (國務・陸・海軍三省調整委員会) 文書
- G H Q (連合国軍総司令部) 文書
- U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States (FRUS)*
- イギリス国立公文書館の日本ファイル  
(ちなみに、右記資料のうち、FRUSとイギリス国立公文書館の日本ファイル以外の資料は、すべてマイクロフィルム、マイクロフィッシュである。)

(二) 個人日記

- H・L・スチムソン陸軍長官日記
- J・V・フォレストル海軍長官日記

(いづれもマイクロフィルム)

(三) 回想録

H・S・トルーマン、J・F・バーンズ、J・ゲルト、C・ハル、D・マッカーサー等

(四) 関連研究諸論文、研究書

筆者が論文執筆の際、主として用いた文献は、右記の(一)の公文書である。アメリカ国立公文書館に所蔵され、残っている当時の諸委員会の議事録、報告書、覚え書等の公文書は、実相が記されている資料として一番信頼度が高いものと考えられる。また(二)の個人日記も、同様その当日の出来事が記されているものであり、資料として信頼度が高いが、稀なケースであるが後に日記の改ざんが行われたのではないかといわれるものも皆無ではない。ただ筆者が用いたスチムソンとフォレストルの日記については、充分信頼性があり、学界においてその後の改ざんは行われていないとされている。(三)の個人の回想録については、執筆までかなり時間が経過している場合記憶違いとか、引退後の自己の歴史的評価についてマイナスになることは概ね書かないといったこと等から、やや資料としての信頼度に欠けるところもあるが、やはり本人自身の回想であるだけに、公文書では知りえない間隙をうめるといった価値はある。ただこれら回想録は、書いてあることをそのまま信じると、事実を見誤る可能性もあり、重要な点については、できる限り、他の別の資料で確認してから使うよう心がけた。(四)の関連の研究諸論文、研究書であるが、今のところ、アメリカの天皇制の取扱いについて部分的、断片的に書かれたものはあるが、体系的にまとまったものは内外ともに存在しない。筆者はこれら研究諸論文、研究書については参考にはしたが、重要な点でのかなりの推測の部分もあるところから、論文執筆の際にはほとんど引用等には使わなかった。

次に、以上の諸資料を用いての具体的な論文執筆について述べたい。アメリカにおいて、戦時中、戦後の日本の天皇制取扱いについて公式に検討を開始した政府機関は、国務省であった。まず、筆者は、一九四三年に始まった国務省における検討の第一段階である国務省特別調査部と戦後対外政策諮問委員会の領土小委員会の審議・検討の経緯を、主としてノッター文書を用いて解明し、一九九〇年、「アメリカ国務省の対日戦後計画―天皇制に関する初期の調査・検討―」（甲南法学 第三〇巻 第三・四合併号 一九九〇年三月）を発表した。次いで、第二段階の国務省の検討についての研究に入った際、筆者は一年間の在学研究の機会をえて、一九九一年九月、イギリスに行くことになった。アメリカではなくイギリス行きを決めたのは、アメリカの対天皇制政策を見る場合、第二次大戦におけるアメリカの主要同盟国イギリスが何らかの関りをもっているのではないかと推測されたので、イギリスの外交文書を閲読する必要があったからである。アメリカの対天皇制政策にイギリスがどの程度影響を与えたかは未知のことであったが、当時のアメリカ側の国務省文書に、しばしば日本の天皇制の存廃はアメリカだけでは決定できず、主要同盟国との協議の必要性について言及しているところがあり、その中で立憲君主国のイギリスは、日本の天皇制存続に賛成する可能性があるとの記述が出てくる。アメリカ側の公文書は、日本国内では国立国会図書館の憲政資料室で多くの資料が閲読できたが、当時日本にはイギリス側の戦時中、戦後の対日関係文書を所蔵しているところはなく、現地イギリスに行つて収集するしかなかった。そして在学研究先としてオックスフォード大学を選んだのは、イギリス外務省切つての日本通として知られ、在日イギリス大使館に外交官として長年勤務し、イギリスの対日政策にも影響を与えたとされるG・サンソム卿の個人文書（Sansom Papers）が同大学に所蔵されていると聞いたからである。従つて、イギリスでの在学研究の目的は、イギリス国立公文書館（Public Record Office）での日本ファイル外交文書資料の収集とサンソム文書を閲覧することであった。

一九九一年九月、日本を出発し、イギリスでの住居は、時間的には大学と公文書館（リッチモンド市キューの新館）のほぼ中間のところ、すなわちオックスフォードへは片道約一時間半、公文書館へも片道約一時間半のところと定めた。そして週間の予定として、当初、大学へは二日、公文書館へは三日、自宅での研究は二日とするおおよその計画を立てた。しかし、大学で数人の関係者にサンソム文書の所在について問い、特に日英関係の研究者として著名なストックウイン（J. A. A. Stockwin）教授にも調べてもらったが、その存在は不明ということで、この資料の閲覧は諦めざるをえなかった。大学でお世話になったストックウイン教授からは、大学での日英関係研究のセミナーや他の研究会への参加を勧められたが、研究会に数回出席したものの筆者の研究にはあまり参考にならなかった。その後、時々大学へは出かけたが、専ら公文書館での資料収集と、日本からかなり多くの資料を持って来ていたので、自宅での研究に多くの時間を使うことになった。ただ四六時中研究ばかりしていたわけではなく、時々、公文書館からの帰途ロンドンの中心で買物を楽しんだり、ラグビーの試合を見に行ったりして、息抜きもしたように思う。さて、公文書館での資料収集であるが、当初イギリス外務省の筆者が研究対象としている日本関係資料がどれくらいあるか分からなかったが、公文書館のパソコンで日本関係の文献目録を検索すると多くの関連資料群があることが分かり、また事実上公文書館での一日のそれら資料の貸し出しについて量的に規制されたことから、一週間のうち四日、場合によっては五日間を公文書館での資料収集にあてたこともある。

筆者は、研究に専念できるよい機会と考え、多くの資料を日本から持ち込み、家で時間を過ごすことも多いことを想定して、三LDKのかなり広い家を借りた。借家は、隣町にパブリックスクールで有名なハロー校があるロンドン郊外の田舎にあり、周辺は緑にまつまれた木々で覆われた閑静な住宅街にあった。家の敷地は一五〇坪

ほどあり、二階の書齋からはよく眺望がきき、遠く離れた家々の木々と、芝生が植えられた広い庭が見渡せた。この書齋が気に入って、この家を借りたように思う。家にいる時は、公文書館で収集したコピーの資料を整理したり、日本から持ち込んだアメリカ国務省の資料を読みながら、次の論文作成準備をした。公文書館の文書は、必要などころはコピーをしてもらった。第二次大戦において、イギリスは、ドイツとの戦争が主であり、日本との戦争は二次的なものであったので、アメリカに比べて対日戦後計画の準備は遅れていたが、一九四三年頃から検討とまではゆかないが、外務省極東部で日本の天皇制の問題に注目しはじめていた。当初筆者は、一九四三年を起点として、一九四六年頃までの関連資料を収集するつもりであった。しかし次第に欲が出て、よい機会だと思ひ、一九五一年の対日平和条約調印のころまでの対日関連文書を収集し、かなりの量のコピーを持ち帰った。従って、サンソム文書に出合えなかったのは残念であったが、一応の当初のイギリス公文書館での資料収集という在学研究の主たる目的は達成されたように思う。イギリスでの在留期間はわずか一年であったが、この期間は筆者の研究生生活を通じて、すべての面でも何事にも煩わされず、楽しみながら研究に没頭できた最も思い出深い時期であった。

一九九二年九月、イギリスより帰国し、主としてイギリス在留期間中に準備した論文「米国国務省と日本の天皇制―部局間極東地域委員会における検討―」（甲南法学 第三三卷 第一・二合併号 一九九二年九月）を発表した。本論文では、既述の領土小委員会の審議を踏まえて、国務省の検討の第二段階にあたる同小委員会の上部機関となった国務省部局間極東地域委員会における天皇問題検討の経過を、議事録、数回にわたって書き直された報告文書等のノッター・ファイルの資料を用いて詳細に考察し、アメリカ政府の対日本国天皇制政策決定の基礎となった「CAC九三―日本―政治問題―天皇制―」文書の成立過程を明らかにした。その後、イギリスより持

ち帰った資料を読み、引き続きの研究を進める間もなく、一九九三年四月、学部の要職を務めることになったが、学部の要職を解かれるとともに、研究活動を再開し、一九九六年、「米国国務省戦後計画委員会と日本の天皇制―PWC一一六シリーズ文書の検討―」（甲南法学 第三六卷 第一・四合併号 一九九六年三月）を発表した。国務省戦後計画委員会（PWC）は既述の部局間極東地域委員会のさらに上に位置する国務長官を委員長とする国務省幹部からなる同省における戦後問題の最高政策決定機関であった。本論文は、国務省における第三段階ともいえるこの戦後計画委員会における天皇制問題検討の経緯を考察し、事实上、国務省の日本の天皇制問題の最終決定文書となった「PWC一一六文書」の成立過程を解明したものである。ただこの国務省文書は、当然戦後日本の占領は軍事占領となることから、一九四四年二月、占領軍政の執行者となる陸・海軍両省から、国務省に、「天皇の地位についてどうなるのか。天皇は個人としても制度としても廃止するのか。個人としては退位させるが制度としては残すのか。それとも双方とも残すのか。もしそうであるならば、どの程度の制約下で残すのか」と問うてきたことに対する回答として作成されたといった性格をもったものである。よって、この時期、国務省として何らかの日本の天皇及び天皇制問題に対する結論を迫られたことになるが、同省内には天皇及び天皇制存続に対する根強い反対論があり、このPWC文書は、何度も書き直され、結局、対日占領政策実施の上で、日本の天皇制廃止の不得策を述べつつも、現時点ではいくつかの不確定要素があるので、明確な結論は出せない、とし、とりあえず制度の存廃を未定にそのまま、占領軍政を進める際のいくつかの仮定の下での天皇の取扱いについて軍に勧告したものとなっている。以後、国務省において、この問題は時折議論されることがあっても、しかるべき委員会が作られ、そこで検討されるといったことはなく、一応この戦後計画委員会の検討結果として出された文書「PWC一一六」が国務省の天皇問題に関する公式の最終文書となっている。

アメリカの戦後日本の天皇制の取扱いをどうするかという問題の決定は、以後、國務省の検討委員会の手を離れ、アメリカ政府の最終政策決定者である大統領及びその側近の人たちの手に移ることとなる。大統領とその側近の人たちが、この問題についてどのように考え、最終決定にいたったのかということ、アメリカの天皇制問題分析の最重要部分にあたるが、筆者はこの部分で行き詰まり、ほぼ約一〇年近く足踏みすることになる。その最大の理由は、アメリカ國務省の分析の場合、ノッター文書という信頼度の高い豊富な一次資料があったが、トルーマン大統領関係及びトルーマンが外交問題について着任早々全く素人であったためこの時期の事実上外交を取り仕切った人物とされる新任のバーンズ國務長官関係の信頼性のある一次資料が見つからず、入手できなかったためである。論文は、日本の天皇制保障条項を入れるかどうかということが問題となっていたポツダム宣言の形成過程に焦点をおき、トルーマン、バーンズ、グルー國務次官の回想録、スチムソンとフォレストルの日記、さらにバーンズの側近のW・J・ブラウンの回想録等を丹念に閲読したが、事実関係について不明の部分が多く、特に核心の部分の検証ができないところから、執筆は進まなかった。たとえば、ポツダム宣言の原案を起草したスチムソン案には、天皇制保障条項が入っていたが、この条項が入っていない限り、日本は宣言受諾し降伏しないことがアメリカ政府に入ってきた日本からのすべての情報で明らかになつていたにもかかわらず、なぜバーンズが保障条項を入れることに反対し、トルーマンがそれに同意して、その保障条項がスチムソン案から削除されたのか、といった点である。またバーンズがそもそもポツダム宣言のような条件提示ともいえるローズベルト前大統領の宣明した枢軸国に対する無条件降伏原則に反すると考えていたものを出すことに当初反対していたが、突然その態度を変え、ポツダム会談中に同宣言を出すことに同意したのかも不明である。このように極めて重要な部分が資料で実証できないため、このテーマでの論文執筆は進まなかった。

筆者は、アメリカの日本天皇制の取扱いについてまとめた研究書を刊行する意図をもっていたので、アメリカの天皇問題を含めたポツダム宣言案の作成過程の分析については行き詰まっていたが、刊行予定の著書に含めるつもりであった次なるテーマの「アメリカのポツダム宣言案のイギリス修正」、「日本のポツダム宣言受諾」、「アメリカの占領統治と天皇制」について、執筆準備を進めていた。これらのテーマの研究には、信頼性の高い一次資料があり、論文として発表しなかったが、おおよその執筆準備はできていた。残るのは、ポツダム宣言形成と天皇制の関連部分であったが、約一〇年近く関連資料を読んでいると、もちろん推定のところは残るが、周辺のところからこれまで不明のところも多少明らかになってきたと考え、二〇〇六年頃から執筆を開始した。ポツダム宣言は、日本に対する無条件降伏勧告であるところから、当初予定していたテーマではなかったが、出発点として、ローズベルトの無条件降伏宣明のところから書き始め、この部分は、二〇〇七年、「フランクリン・D・ローズベルトの無条件降伏論」(甲南法学 第四八巻 第一号 二〇〇七年九月)として発表した。一九四三年、カサブランカでの米英首脳会談後の記者会見で、ローズベルトが、ドイツ、イタリア、日本の枢軸諸国との戦争終結方式は無条件降伏とする、ことを発表した。本論文は、ローズベルトがこの原則を発表するにいたった動機及び一見明解であるようで必ずしもそうともいえない無条件降伏の意味内容を彼がどのように考えていたのかを明らかにしたものである。そして、続く問題の核心部分であるトルーマン政権下のポツダム宣言案形成過程についても執筆が進みほぼ書き終えている。

筆者は既述のとおり、当初からこのテーマでの研究を本にまとめるつもりであったので、段階を踏んで論文を執筆してきた。従って、これまで発表してきた諸論文をもとに、さらに引き続き執筆した諸論文を付け加えて、今回、次のような構成の著書を刊行する。



## 第一部 米国国務省と日本の天皇制

### 第二部 ポツダム宣言と日本の天皇制

### 第三部 米国の占領統治と日本の天皇制

本のタイトルは、『米国と日本の天皇制——一九四三—一九四六——』とし、近々、出版社より刊行されることになっている。

以上、筆者の研究諸論文、研究書を中心に書いてきたが、これら以外に、二〇〇四年、『戦後日本の国際関係——解説と資料——』（晃洋書房 二〇〇四年一月）を刊行した。本書は、大学での講義のテキストとして、出版したものである。内容は、戦後日本の国際関係の軌跡を解説と資料で辿ったものである。本書は、まず日本のポツダム宣言受諾に始まり、アメリカを中心とした戦後の国際政治を概観し、戦後日本の国際関係の大枠を規定することになったアメリカの対日占領政策について触れ、次いで戦後の日本と米・中・ソの三大国の関係、主として日米安全保障条約を基軸とした日米関係、日中と日ソの国交回復の問題、そして日露間の未解決の北方領土問題等を扱ったものである。本書は、筆者が日米関係を基軸とした戦後日本の国際関係にも関心をもち、研究を進めてきたその成果の一部でもある。本来は、甲南大学学生向けの講義のテキストとして発刊したものであったが、本書は、多くの日本の大学図書館に学生の参考書として所蔵され、また外国、たとえばイギリスではオックスフォード大学ボードリアン図書館、大英図書館、アメリカにおいてはハーバート大学、スタンフォード大学、他数校の諸大学の図書館に所蔵されている。当初は初版一刷だけで二刷はしないつもりであったが、甲南大学の講義用に足りなくなったことと、それよりもさらに大きな理由であるが、初版一刷にはかなりの誤植があり、気づいてすぐ誤植訂正の正誤表の紙片を入れたが、不完全なものを出版したという意識があったことから、二〇〇五年七月

第二刷を発刊した。多分、日本国内及び外国の諸大学で所蔵されているのは、初版の一刷であると思う。訂正の正誤表を一刷には入れているが、正誤表作成時に気づかなかった誤植がわずかではあるが存在し、二刷ではそれら誤植はすべて訂正した。ただその一刷の正誤表作成時に気づかなかった誤植の中かなり重要な事実関係のものが含まれており、それは日本人であればまず誤植と気づくと思われるものであるが、外国人には誤りとは分らない可能性のあるものだけに、重要な事実について誤認の恐れがあり懸念している。外国では日本語の読める学生、研究者は少なく、利用はきわめて限定されていると思うが、図書館に所蔵されている限り、本書が読まれる可能性もあり、このまま放置しておくのも執筆者として無責任のようにも思え、国内の所蔵図書館と違って数は限られているので、せめて所蔵が判明している外国の諸大学の図書館には献本として二刷の本を送ることを考えている。

以上、執筆した諸論文、著書を中心に研究生活を振り返ってきたが、研究対象は何度か変わっているものの、時には客体となることがあっても、筆者は主としてアメリカに強い関心を持ち、アメリカ外交の研究に専念してきた。研究については、『米国と日本の天皇制——一九四三—一九四六』の著書の刊行によって筆者として一応区切りがつくものと考えているが、日本の天皇制存続問題は、昭和天皇の退位問題と関連があることから、引き続き退職後も、残した研究テーマとしてこの問題の研究を続けたいと思っている。また中南米の研究、特にメキシコの革命外交の研究にはいぜん関心を有しており、余力があれば将来、このテーマの研究に取り組むこともあるかもしれない。ただ筆者は、退職の際、日本国内で利用できる中南米の政治・外交関係の図書が少ないことから、ごく一部のメキシコ関係の本を除いてたかつて私費で購入した大部分の中南米の政治・外交関係の図書約五〇〇冊を、学外者にも制限をもうけることなく利用させることを条件に、甲南大学図書館に寄贈することになっている。

これら寄贈図書と、筆者が二〇数年にわたって大学研究費で購入した中南米関係の図書は、合わせて、甲南大学図書館に新しくつくられる「中南米文庫」に所蔵されることになっている。将来の中南米の政治・外交の研究者に利用されれば幸いである。

筆者は、大学院の学生時代からの四〇数年にわたる研究生生活を振り返ってみると、よき指導者に恵まれたと思う。一橋大学の細谷千博先生からは、外交史・国際政治研究の手解きを受け、安易な論文の作成を戒められ、論文執筆の際に資料実証主義の立場に立つことの重要性を教えられた。筆者が執筆した論文は、先生のこの教えどおりのものになっているかどうかは分からないが、常に論文作成に際して心したことである。神戸大学の尾上正男先生からは、時には専門用語等の使い方についてコメントされることもあったが、細部についてはあまり注意されず、概ね論文全体の大枠について、論文テーマの選択の仕方等について貴重な助言をいただいた。また将来、大学では研究者であると同時に教育者にもなるということから、われわれ院生に学生の指導についても折にふれ教示されたことを思い出す。さらに、甲南大学の敏村繁先生からは、人間としての生き方について、筋を通すこととの重要性を教えられた。先生のこの教えは現実には実践することが難しいこともあるが、筆者はいつもそうありたいと意識して努めてきた。筆者が四〇数年研究者、教育者として何とか曲がりなりにもやってこられたのは、この三人の先生方のおかげであり、感謝申し上げたい。

二〇〇八年四月、筆者は甲南大学を定年退職するが、この「研究生生活を振り返って」の一文を書き終えるにあたって、甲南大学在職中に充分かつ快適な研究環境を提供していただいた甲南大学及び同大学法学部の先生方にお礼申し上げたい。長い間お世話になり有り難うございました。

## あとがき

甲南法学編集委員の安西敏三先生から、筆者の退職記念号発刊の打診があったが、筆者は、定年退職にともなう慣行としての形式的な退職記念号の発刊は、必ずしも必要ないのではないかと考え、お気遣いは有難いと思っただが、一旦はお断りした。しかし安西教授の再度の勧めもあつたことから、従来の退職記念号の形式にはこだわらず、筆者の「研究生生活を振り返って」という一文を書かせていただくということで、申し出をお受けすることにした。従って、本号は従来の退職記念号の形式を踏んだものになっていないが、これは筆者の意向によるものである。ただ従来の「退職記念号」には、通常、退職者の「年譜」、「業績リスト」が掲載されていることから、筆者は自身の「年譜」、「業績リスト」の一部を含めることを意識して、「研究生生活を振り返って」のこの一文を執筆させていただいた。また、甲南大学法学会評議委員の金汶淑先生からは、筆者の甲南大学での国際政治学の最終講義の時間を、法学会主催の筆者の退職記念講演会に充てたいとの申し出があつたが、通常どおりの最終の授業をしたいということ、その代わりに企画されている「甲南法学」の退職記念号に一文を書かせていただくということで、辞退申し上げた。よって、この一文は、退職記念講演に代わるものとしても執筆させていただいたことを申し添えておきたい。法学会のご配慮、有り難うございました。

